

# 東広島市優良建設工事等表彰制度の概要

## 1. 目的

優れた成績を修めた工事を施工した受注者等を表彰することにより、受注意欲や建設業界の意識の高揚を図るとともに、業界の魅力や社会的評価を向上させ、もって本市における工事の品質の向上及び適正な施工に資することを目的とします。

## 2. 対象工事と審査基準

表彰区分	表彰候補となる対象工事	表彰の審査基準
優良建設工事表彰	前年度に市内業者が施工し、完成・引渡を受けた評定対象工事（注）のうち、 <u>80点以上の工事</u>	左記工事において労働災害、公衆災害、契約不適合等が発生しておらず、かつ以下の審査基準をすべて満たす受注者 ① 前年度の評定対象工事（注）において下記に掲げる要件を満たしていること (1) <u>施工実績が2件以上</u> (2) <u>平均点が75点以上</u> (3) <u>65点未満の工事がない</u> ② 前年度から表彰の前日まで指名除外を受けていないこと ③ 表彰することが著しく不相当でないこと
特別表彰	同一の工種において、5年連続で優良表彰を受ける受注者	

注) 評定対象工事：最終契約金額 500 万円以上の工事。

ただし当初契約金額 3500 万円未満の災害復旧工事等、一部対象外工事有。

## 3. 被表彰者の審査等

被表彰者の審査等は東広島市工事成績評定審査会において行い、市長が決定します。

## 4. 表彰の方法

表彰は市長が表彰状を授与して行います。

## 4. ホームページでの公表について

表彰後は市ホームページで公表を行います。

また、市内業者以外の受注者で、優良建設工事の選考基準を満たす者も、ホームページで公表します。

## 5. 施行日等

令和4年4月1日以降に表彰または公表するものから適用します。